

令和7年「二十歳を祝う会」を開催

各公民館、各地区コミュニティセンター主催で令和7年「二十歳を祝う会」を開催します。

[対象]平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれで、徳島市に住民票がある人※12月上旬までに案内状を送付します。案内状が届かない場合や、該当地区以外での参加を希望する場合は、各公民館・各コミュニティセンターへご相談ください。



開催日	開催場所
1月 1日(祝)	入田コミュニティセンター
1月 3日(金)	応神公民館、渭東コミュニティセンター、住吉・城東公民館、沖洲コミュニティセンター、佐古コミュニティセンター、新町公民館(西富田・新町地区合同)、昭和コミュニティセンター
1月 4日(土)	シビックセンター4階さくらホール(内町地区)
1月11日(土)	渭北コミュニティセンター
1月12日(日)	川内公民館、加茂コミュニティセンター、加茂名公民館、不動公民館、国府コミュニティセンター、南井上コミュニティセンター、北井上コミュニティセンター、東富田コミュニティセンター、津田コミュニティセンター、八万コミュニティセンター(八万地区)、上八万コミュニティセンター、丈六コミュニティセンター(勝占・多家良地区合同)

※時間はすべて10:00～。

今後の感染症等拡大の状況によっては、開催方法などを変更する場合があります。最新情報は、市ホームページでお知らせします。



[問い合わせ先]各公民館・各コミュニティセンターまたは社会教育課(☎621-5179 ☎625-1997)

1月3日(金)・1月11日(土)～13日(祝) お祝いに徳島城博物館を無料開放！

徳島市で20歳を迎える人を含む4人までのグループは、上記期間中、徳島城博物館と旧徳島城表御殿庭園に無料で入場できます。

記念撮影コーナーやお祝いコーナーを設けますので、20歳の記念に、ぜひ家族や友人とお越しください。

※同館受付で「二十歳を祝う会」の案内状をご提示ください。



[開館時間]各日9:30～17:00 (入館は16:30まで)

※1月4日(土)は庭園のみ対象者に開放します。

[問い合わせ先]徳島城博物館(☎656-2525 ☎656-2466)

LEDイルミネーションを楽しもう！

●夢ナリ工城内メモリアル2024

とくぎんトモニアリーナ(市立体育館)前の広場を約5万個のLEDでライトアップします。樹木をLEDで飾り、オブジェなどで華やかに演出します。

[期間]12月1日(日)～令和7年1月15日(火)各日17:00～22:00※12月24日(火)・25日(水)は24:00まで。

[問い合わせ先]徳島市体育振興公社(☎654-5188 ☎652-9383)

●新町川・阿波製紙水際公園(新町川水際公園)

LEDモニュメントや川沿いの木々などをLEDで装飾しています。また、新町川にかかる橋にはさまざまなテーマのイルミネーションで装飾します。

[点灯時間]17:00～24:00

※点灯は通年実施。



[問い合わせ先]公園緑地課(☎621-5295 ☎621-5273)

12月2日(月)から マイナ保険証に移行します

12月2日(月)から新たな健康保険証は交付されなくなり、マイナ保険証が基本となります。

徳島市国民健康保険被保険者証または徳島県後期高齢者医療被保険者証は、住所・氏名など健康保険証の記載事項などに変更がない限り、有効期限(最長令和7年7月31日)まで使用できます。



◆マイナ保険証として利用するには

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、次で事前に登録が必要です。

- ▶ 医療機関・薬局のカードリーダー
- ▶ マイナポータル
- ▶ セブン銀行ATM
- ▶ 市役所1階保険年金課(9番窓口)

◆マイナ保険証を持っていない場合

次の人には、お手元の保険証の有効期限までに、「資格確認書」を送付します(申請不要)。「資格確認書」は、保険証の代わりとなるもので、医療機関などを受診するときに利用できます。

- ▶ マイナンバーカードを持っていない人
- ▶ マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない人
- ▶ マイナンバーカードの電子証明書を更新していない人
- ▶ マイナンバーカードを返納した人
- ▶ 12月2日(月)以降に75歳になる人

◆マイナ保険証のメリット

- ①過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる

本人が同意することで、初めて受診する医療機関でも、自分の「特定健診情報」や今までに使った「薬剤情報」を医師などと共有できます。

- ②手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除される

マイナンバーカードで資格確認を行うため、現行の保険証、限度額適用認定証などの提示は不要です。事前の手続きは不要で、窓口での自己負担が自己負担限度額までに抑えられます。

※保険料を滞納している人、所得の申告がない人は、正確な限度額情報が適用されない場合があります。また、長期入院該当認定を受ける場合は、別途手続きが必要です。

詳しくは、市ホームページをご確認いただき、お問い合わせください。

[問い合わせ先]保険年金課(☎621-5156 ☎655-9286)



家庭ができる冬の省エネ！

～できることから取り組もう～

冬は暖房などでエネルギー消費が増える季節で、より節電が必要な季節です。少しの工夫で省エネ効果が得られるので、ぜひ、節電しながら暖かく快適な生活を送りましょう。

●省エネポイント

[エアコン・暖房器具]

- ▶ 設定温度は20度を目安に設定する
- ▶ 室外機のまわりに物を置かない
- ▶ フィルターを月に1～2回清掃する
- ▶ 暖かい空気は上に溜まるため、暖房使用時の風向きは下向きにする
- ▶ 風量は「自動」に設定する

[その他]

- ▶ カーペットの下に断熱マットを敷く
- ▶ 厚手のカーテンを使用するなど窓から熱を逃がさない工夫をする
- ▶ 暖房に頼りすぎず、服装で体温調節をする
- ▶ 体を温める飲み物や食材を摂る
- ▶ 加湿器などを使い湿度を適度に保つ

●「エコライフカレンダー2025」を配布

市民の皆さんに毎日の暮らしのなかで、地球温暖化防止に取り組んでいただくため、2025年版のエコライフカレンダーを作成しました。

家庭ですぐにできる地球温暖化対策を紹介しているほか、家庭からどれだけ二酸化炭素を排出しているのかを知ることができる環境家計簿としても利用できます。

11月15日(金)から市役所10階環境保全課などで配布します。※市ホームページからもダウンロード可。

詳しくは、市ホームページをご確認いただき、お問い合わせください。



[問い合わせ先]環境保全課(☎621-5213 ☎621-5210)

